



川崎市

令和4年度 第1回
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

川崎市における指導事例について (居宅系サービス)

健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課事業者指導係

目次

1. 指導事例① サービス提供記録について
2. 指導事例② 事故発生時の対応について
3. 指導事例③ 身体的拘束について
4. 指導事例④ 計画書の作成について
5. 介護保険に関する質問について

1. サービス提供の記録について

事例

- 実際のサービス提供時間に関係なく、計画に位置付けた提供時間を記録していた
- サービス提供の記録を残していない

1. サービス提供の記録について

対応のポイント

- 記録の作成
 - **5W1H**を念頭に記録
 - サービスの質の向上を目指す
- 利用者に対する情報提供
 - 利用者から申出があった場合には、サービス提供の記録を利用者に提供しなければならない
- 介護報酬との関係
 - 実際のサービス内容・サービス提供時間が確認できないものについては、**報酬返還の対象**となる可能性あり

2. 事故発生時の対応について

事例

- 事故の原因分析・再発防止策が不十分
- 発生した事故について、職員間で情報共有していない
- 市に報告が必要である事故について、事故報告書が提出されていない

2. 事故発生時の対応について

対応のポイント

- 初期対応
 - 苦情内容の正確な把握、組織として対応する
- 事故報告書の作成
 - 事実関係を正確に把握するための記録
- 事故原因の調査等
 - 確認できた事実・要因から再発防止策を立てる、全職員への周知

2. 事故発生時の対応について

事故報告の対象となる事故

- サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生
→在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、**利用者が事業所内にいる間**（サービス終了後に送迎を待っている間を含む。）も含まれる。
- 食中毒及び感染症、結核の発生
- 職員の法令違反・不祥事等
- 誤薬、与薬もれ等
→医師（配置医師を含む。）の**診察又は指示**を受けた場合。
- 離設・行方不明等
- その他報告が必要と認められる事故

2. 事故発生時の対応について

川崎市ホームページ

事故報告書の提出について

(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000136058.html>)

※令和4年1月より電子申請となりました



3. 身体的拘束について

事例

【身体的拘束に係る手順が適切に行われていない】

- ・ つなぎやミトンを装着している利用者について、拘束の必要性を検討していない、検討した記録を保存していなかった
- ・ 身体的拘束の態様や時間、利用者の心身の状況等を記録していなかった
- ・ 家族からの要望や、入院していた病院で行っていた等の理由のみで身体的拘束を行っていた

3. 身体的拘束について

対応のポイント①

【緊急やむを得ない場合の3要件】

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる必要が著しく高いこと
- ②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無いこと
- ③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※ 3点すべてを満たすことが定められており、1つでも要件を満たさない場合は「**高齢者虐待**」となる

※ 緊急やむを得ない場合はあくまで「**例外的な緊急対応措置**」

3. 身体的拘束について

対応のポイント②

【やむを得ず身体的拘束等を行う場合】

- 身体的拘束等の**内容・目的・理由・拘束時間・期間等**を詳細に説明するとともに、十分な理解を得る
- 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察・再検討する
- 実施する際は**利用者の態様・実施時間・心身の状況及び緊急やむを得ない理由**を記録する

3. 身体的拘束について

対応のポイント③

【身体的拘束のないケアの実現に向けて】

- 身体的拘束等を誘発する**原因の分析**
→ケアする側の関わりや環境・利用者なりの理由や原因を探り、除去するケアが求められる
- 施設全体として**身体的拘束等廃止に向けて主体的に取り組む
→身体的拘束等を行わないための計画の作成、研修・委員会の開催
- 身体的拘束等の廃止を契機により良いケアを実現する
→廃止までの過程で提起された課題を真摯に受け止める

4. 計画の作成等について

事例

- 居宅サービス計画に沿って計画が作成されていなかった
- 利用者のADL等により計画の内容（目標）をパターン化し、同じ内容の計画を作成していた

4. 計画の作成等について

対応のポイント

- 計画に基づくサービスの提供
- 居宅サービス計画に沿った計画の作成
- 目標の設定
→ 利用者自身が達成状況をイメージできる・評価を行うことができる
- 計画作成の留意点
→ **PDCAサイクル**を意識

5. 介護保険に関する質問について

川崎市ホームページ Q&A・問い合わせ

(<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0-0.html>)

参考資料

川崎市ホームページ 川崎市基準条例（R03.04.01施行）

(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html>)

以上で終了です。ご清聴ありがとうございました。